

天草市立牛深東小学校いじめ防止等のための基本方針

本方針は、いじめ防止対策推進法第13条及び熊本県いじめ防止基本方針・天草市いじめ防止基本方針に基づき、牛深東小学校の全ての児童が安心して、充実した生活を送ることができるように、いじめ防止等を目的に策定する。

1 いじめの定義と態様

(1) 定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【いじめ防止対策推進法第2条より】

(2) 態様

○冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
○仲間はずれ、集団による無視をされる。
○軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
○ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
○金品をたかられる。
○金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
○嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。
○パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等
【文科省「児童生徒の問題行動統制と指導上の諸問題に関する調査」より】

※ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するといった十分な見極めを行う。

2 いじめの理解

いじめは、どこでも、どの子供にも、起こりうるものである。その際、その責任をいじめられる側に求めるものではない。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。なお、いじめ追跡調査等

の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、被害経験を全く持たなかった児童、加害経験を全く持たなかった児童も少なく、依然として、多くの児童が立場を入れ替わり被害や加害を経験していることが調査データによって確認されている。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構成上の問題（無秩序性や閉塞性等）、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるよう努めなければならない。

3 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、児童に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図る。（「いじめに負けない」という表現は、人をいじめたい気持ちやいじめへの不安感等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うこと）

教職員は、いじめとはどの子どもにも起こりうる、どの子どもの被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

4 未然防止の取組

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。このことに、児童・保護者の意識や背景、地域・学校の状況等を把握した上で、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する。

特に、「発達障がいを含む障がいのある児童」「外国につながる児童」「性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童」「震災等による避難児童」「感染症等病気に罹患した児童」「その他、学校として特に配慮が必要な児童」について、周りの児童との関係づくりに配慮した適切な支援に取り組む。

（1）教師に求められること

①学力向上

- ア 授業についていけない焦りや劣等感をもたせないように、すべての児童が授業に参加でき、活躍できる一人一人を大切にした授業を行う。
- イ チャイムがなったら着席する習慣や授業中の正しい姿勢の徹底、発

表の仕方や聞き方の指導を行う。きまりを守る規律正しい授業を心がける。

②集団づくり

ア 学年、部活動、縦割り活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進める。

イ 全校集会や学級活動など、日常的にいじめの問題についてふれ、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気集団をつくり上げる。

③適切な言葉づかい

不適切な認識や言動から児童を傷つけたり、いじめを助長したりする言動につながることはないよう細心の注意を払う。また、言語環境の整備に努め、児童に言葉の大切さを気づかせる指導に努める。

④自己有用感や自己肯定感を育む

ア ねたみや嫉妬等、いじめにつながりやすい感情を減らすために、すべての児童が教育活動全体を通して自己有用感や自己肯定感を育めるようにする。

イ 学校以外の場で、家庭や地域の人々の協力を得て行う様々な体験の中から、たくさんの人に認められているという思いが得られるようにする。

⑤教育活動全体を関連させる

「命の大切さを育む指導」「人権教育」「道徳教育」「特別活動」「生徒指導」「特別支援教育」「幼・保等、小、中連携」等、全ての教育活動を関連させ「思いやりの心」を育む。

(2) 主に児童に育むこと

①社会性の育成

いじめの問題について学び、いじめが起きないように自分たちで主体的に考え、取り組んでいくようにする。学校生活でおかしいと思うことに気づき、児童会活動や学級活動において、いじめの防止に取り組めるようにする。

②コミュニケーション能力をつける

相手に共感したり、認めたりすることや、相手の気持ちを考えた言動をとること等、お互いの人格を尊重できる態度を育てる。

4 早期発見の取組

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在しやすい

いことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。児童との会話やふれあう時間を多くし、関わりを増やすことが必要である。更に、児童に関わる情報をすべての教職員の間で共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である。

(1) 児童の些細な変化に気づく

- ①細やかな見とり、観察、見守り
- ②5W1H（いつ、どこで、だれが、だれと、なにを、どのように）をメモし、情報を蓄積し、共有する。

【観察と見守りの機会例】

- 朝の健康観察○日記帳○連絡帳
- 保護者の連絡○心のアンケート○教育相談、個人面談

(2) 気づいた情報を確実に共有する

- ①児童理解の時間（毎週水曜日朝）
 - ②職員朝会（毎週月曜日朝）
 - ③職員会議、校内研修（毎週水曜日放課後）
 - ④いじめ不登校対策会議（必要に応じて招集）
 - ⑤『生活プロジェクト』『リーダー会議』（月1回）
- その都度時間を見つけて連絡し、事実確認と早期対応につなげる。

5 早期対応

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

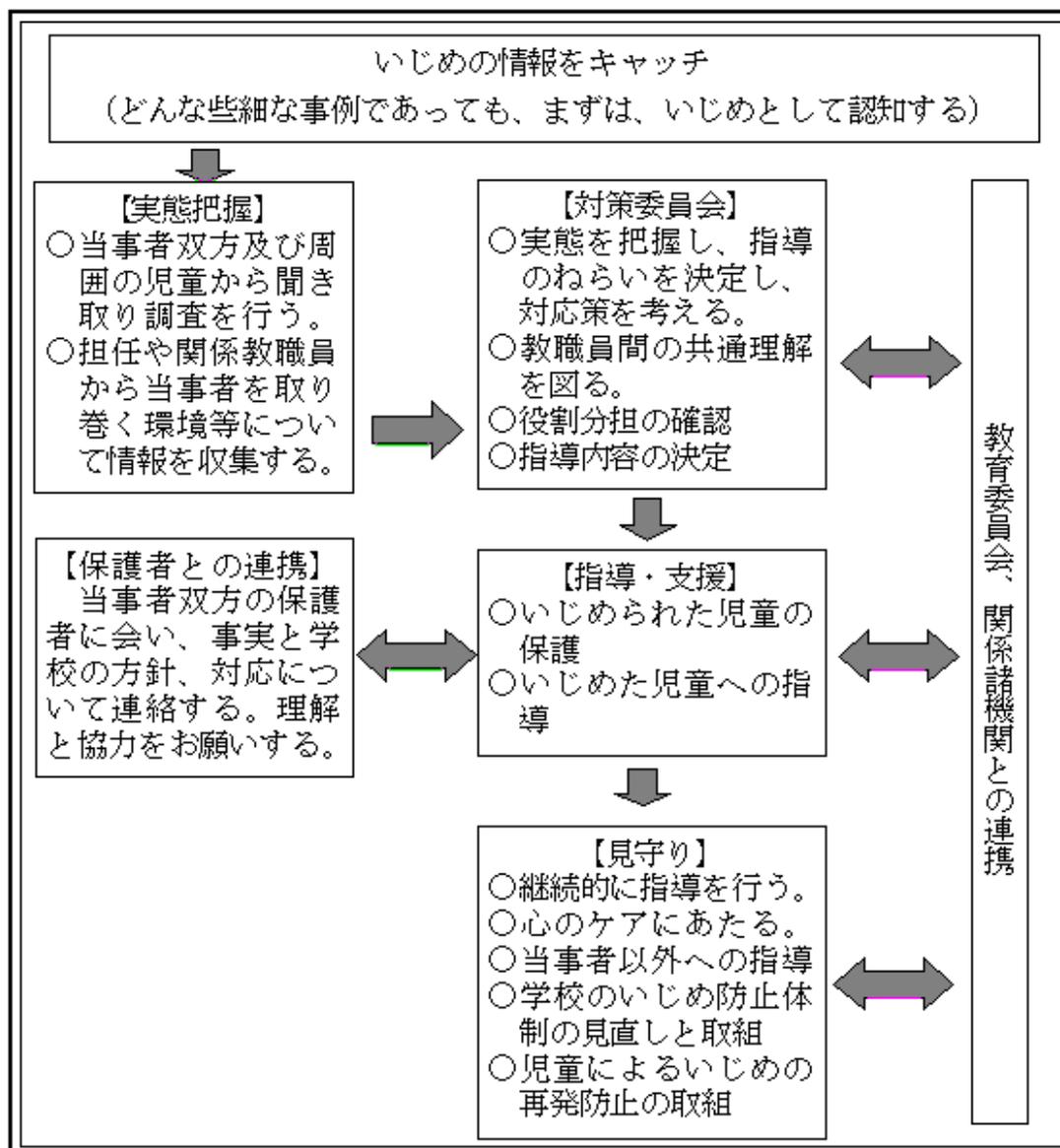
(1) いじめに係る行為が止んでいること

- ①その期間は、少なくとも3ヶ月を目安
- ②いじめ被害の重大性から、さらに長期間の注視期間を設定

(2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ①心身の苦痛を感じていないかどうかを面談に等により確認

【いじめ対応の基本的な流れ】

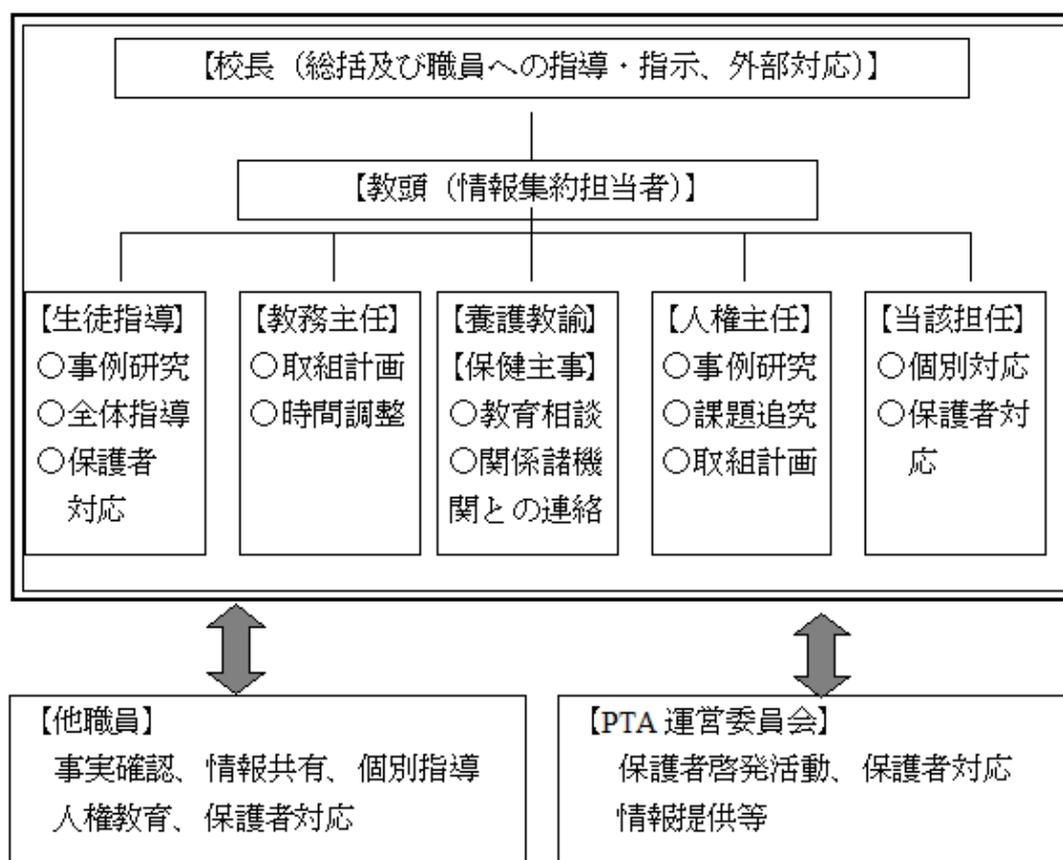


7 いじめ問題に取り組むための校内組織

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。

本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、「いじめ不登校対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ不登校対策を行う。また、資質向上のための研修の実施に努める。さらに、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童の状況や地域の実態に応じた取組を展開することが大切である。

(1) 組織（いじめ不登校対策委員会）



(2) 年間計画

月	未然防止	早期発見・早期対応	情報共有、啓発活動
4	全職員による 児童理解	休み時間・昼休みの 校舎巡回 心の健康観察	PTA 運営委員会の 役割確認
5	児童の協力体制の 強化(運動会)	休み時間・昼休みの 校舎巡回 運動会練習における 児童の人間関係把握 心の健康観察	保護者啓発 (PTA総会、懇談会)
6	人権学習の実施	心のアンケート実施 教育相談の実施 いじめのサインチェッ クリストの家庭配布	心のアンケート結果の 公開
7	道徳の時間の公開	職員自己評価の実施 保護者アンケート実施 心の健康観察	保護者啓発 (学級・地区懇談会) 家庭との面談
8			
9	夏休みの反省	心の健康観察	PTA 運営委員会 (夏休みの子どもたち の暮らしの様子)
10	音楽会に向けた学級 の協力体制の構築 道徳の時間の公開	休み時間・昼休みの 校舎巡回 心の健康観察	就学時検診による 情報の共有
11	人権学習の実施 人権集会計画 5日:対策委員会	心のアンケート実施 教育相談	心のアンケート結果の 公開
12	人権集会の実施 2学期の反省	職員自己評価の実施 保護者アンケート実施 心の健康観察	保護者啓発(懇談会)
1		休み時間・昼休みの 校舎巡回	PTA 運営委員会 (冬休みの子どもたち の暮らしの様子)
2	人権学習の実施	いじめのサインチェッ クリストの家庭配布 心の健康観察	新入生体験入学 中学校体験入学
3	年間の取組反省	休み時間・昼休みの 校舎巡回 心の健康観察	保護者啓発(懇談会) 校区保、小、中連絡会 基本方針の見直し